

令和3年 第2回臨時会

# 美 深 町 議 会 会 議 録

令和3年5月20日 開会

令和3年5月20日 閉会

美 深 町 議 会

令和3年第2回臨時会  
美深町議会会議録  
第1号（令和3年5月20日）

---

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 緊急質問
- 第 5 議案第18号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第19号 令和3年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎出席議員（11名）

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 番 名 取 明 美 君 | 2 番 田 中 真 奈 美 君 |
| 3 番 和 田 健 君   | 4 番 五 十 嵐 庄 作 君 |
| 5 番 岩 崎 泰 好 君 | 6 番 藤 原 芳 幸 君   |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 中 野 勇 治 君   |
| 9 番 荒 川 賢 一 君 | 10 番 齊 藤 和 信 君  |
| 11 番 南 和 博 君  |                 |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 町 長 山 口 信 夫 君                 | 副 町 長 今 泉 和 司 君               |
| 総 務 課 長 川 端 秀 司 君             | 住 民 生 活 課 長 渡 辺 美 由 紀 君       |
| 保 健 福 祉 課 長 後 藤 裕 幸 君         | 農 務 課 長 山 崎 義 典 君             |
| 建 設 水 道 課 長 杉 本 力 君           | 会 計 管 理 者 政 岡 英 司 君           |
| 総 務 グ ル ー プ 主 幹 小 林 一 仙 君     | 企 画 グ ル ー プ 主 幹 中 江 勝 規 君     |
| 生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹 内 山 徹 君   | 税 務 グ ル ー プ 主 幹 中 林 秀 文 君     |
| 保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹 小 野 勇 二 君 | 農 業 グ ル ー プ 主 幹 桜 木 健 一 君     |
| 建 設 林 務 グ ル ー プ 主 幹 竹 田 哲 君   | 水 道 住 宅 グ ル ー プ 主 幹 町 屋 英 雄 君 |

◎教育委員会

教 育 長 草 野 孝 治 君      教 育 次 長 大 堀 裕 康 君  
教育グループ主幹 和 田 政 則 君      教育グループ主幹 元 岡 友 之 君

◎農業委員会

事 務 局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 望 月 清 貴 君

◎議会事務局

事 務 局 長 望 月 清 貴 君      事務局副主幹 服 部      満 君

開会 午前11時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、令和3年第2回美深町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において7番 小口議員、8番 中野議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。まず、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から令和3年3月及び4月実施の例月出納検査報告書、美深町商工会から商店街活性化事業プレミアム商品券発行事業に対する助成についての要望書。以上2件は議会側議案に写しを添付しています。次に、長側の提出議案については、補正予算2件です。次に説明員については一覧表を配布しています。最後に、新型コロナウイルス感染予防対策として、議場内換気のため一部ドアをあけています。また空間除菌脱臭機を設置しております。以上で諸般の報告を終わります。

○議長（南 和博君） ここで昨日、5番 岩崎議員から緊急質問の申し出がありました。会議規則では、緊急質問は緊急を要する時、その他、真にやむを得ないと認められるときに、議会の同意を得て行うことができるとされています。議会として緊急質問に同意し、本日の議事日程に追加して発言を許可することについてお諮りします。まず岩崎議員から

申し入れ内容を説明願います。

5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 緊急質問の説明をさせていただきます。緊急事態宣言下での新型コロナウイルス感染症への美深町の対応について、緊急質問をしたいと思っております。5月14日に発令されました、この北海道全域に対する緊急事態宣言下、2度目の緊急事態宣言でございますが、美深町の基本的には、1点はですね、この町の中にも実は感染症に陽性反応を示した方が複数出ているというような情報がございます。これについて、町としてしっかり正しい情報を伝えるべき時点に来ているのではないかと。これらについて1点伺いたいと思います。2点目は、14日の緊急事態宣言の発出を受けて、様々な形で美深町の対応も取り始めたところですが、それらについて町民に伝わってきている情報は、17日以降の情報がほとんどであります。このタイムロスについて、どのようになっているのか。その辺について2点目お聞きしたいと思います。3点目は、ワクチン接種の現在、今日から予約が始まっているところですが、全町民接種の今後の見通しも含めて、町として新たなステージといいますか、そういう新たな対応を検討する必要が出てきているのではないかと、ということの4点でお聞きしたいと思います。4点目については、人が集まる施設の緊急事態宣言下での管理体制の問題、これをお聞きしたいと思います。5点目は、教育現場の中でこの緊急事態宣言下の対応をどうこれからしようとしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。いずれにしましても、今までのコロナ禍での生活から一転して、北海道が急速に進むコロナ感染者の中で、町としてしっかりとこの緊急事態宣言を受け止めて、取り組む必要が今まで以上にあるのではないかとという観点で緊急質問をさせていただきたいと、そのように考えて皆さんにご提案したいと思います。どうぞご賛同いただきまして、この緊急質問が実現できますようよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（南 和博君） 只今、岩崎議員から緊急質問の申し出内容について説明がありました。これから岩崎議員の緊急質問への同意について決定するため、採決します。この採決は起立により行います。岩崎議員の緊急質問に同意の上、議事日程として追加し、発言を許すことに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って、岩崎議員の緊急質問に同意し、日程を追加して発言を許可することといたします。ここで暫時休憩します。

失礼しました。只今同数でしたので、議長が判断いたします。議長として賛成として許可したいと思います。それでは賛成多数ということで、岩崎議員の緊急質問に同意し日程

を追加して発言を許可することと致します。ここで暫時休憩します。

---

休憩 午前11時08分

再開 午前11時11分

---

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。皆さんのお手元に配布の通り議事日程を変更し、日程第4を緊急質問とし以下日程第5、日程第6と致します。

---

◎日程第4 緊急質問

○議長（南 和博君） それでは日程第4 緊急質問を行います。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 緊急質問の機会を与えられましたので、緊急事態宣言下の新型コロナウイルス感染症への美深町の対応について5点程お伺いしたいと存じます。時間の関係、新型コロナウイルスの感染症の関係等で議会運営上、短い時間であることを議長から言われておりますので、本来であれば1問ずつしていきたいところですが、一括して全項目についてご質問をいたします。誠意あるご回答をいただきたいと思っておりますが、先ずもっては、5月14日、政府は北海道全域を対象とした緊急事態宣言を発出をしました。新型コロナウイルス感染症への対応について、美深町の現状の取り組みと今後の対応策について緊急質問をするものであります。1点目は、町内事業所での感染者が複数出ているという世間の情報がございます。町が把握する事実関係を伺うと共に、保護や隔離、治療の現状と濃厚接触者の実態や検査の状況について、更には噂や誹謗中傷や差別の状況が生まれていないか、非常に危惧するところです。美深町として、それらの情報を整理し、正確な内容を公表することで、町民の安心と防止策に貢献するものだと思うところですが、情報提供体制の現状と今後の積極的な情報提供の取り組みを伺うものであります。現在、町の広報では、お1人の方の感染について情報が示されているに留まっています。しかもそれは現在の状況は入院中。そして濃厚接触者等については、調査中とその後のことについては一切その後、出てきておりません。更には、噂の域で話すべきではありませんが、既に複数名の方、私の得た情報では4名ほどの方が感染しているというそのような情報もございます。同じくホームページの中に、これは大事なところなのですが、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷の防止についてということで、1つの文章が載っています。長いですからこれは読み上げませんが、しかし、こういう形でしっかりと町民に事実関係を示して、やっぱり、しっかり向き合っていくことが大事なのかなと

思っておりますが、そのことについて、いわゆる情報の公開、あるいは公表について基本的な考えを伺うものであります。それに付随致しまして、この情報の公開や公表については、北海道の方針としましては、2月ごろからそれぞれの市町村にアンケート調査をする中で、各市町村の数を公表するという方向性が示されました。4月下旬からそれらについては、実証していくという動きを始めたところですが、しかし、4月下旬の集計の段階で1市町村に1名、2名というような数にあたっては、特に個人情報の問題、お互いが顔見知りである小さな自治体では感染予防以前に、当事者を突き止めようとする動きが出て、感染者が傷つきかねないというようなこともあり、現在その方向性は定まっていません。しかし、これだけ多くの方々が感染していく、いつどのような形で我が町にあっても、多くの方が感染が進んでいくというような状況が生まれてきた時に、しっかり正確にこの情報を出すことによって、これは防止策になるのではないかと考えるところですが、そのことについて考え方をお聞きしたいと思います。そして2点目は、この緊急事態宣言は、国の決定に基づいて出されたのが14日の夕刻であります。しかし、その14日の午前中からこれらの動きは、町も既に察知していたと思いますが、対策本部の立ち上げ、いつ立ち上げて、それらでどのような中身で決めたのか、その内容を伺いたいとともに、それらの決定事項について町民への情報提供、行動規範や公共施設の利用などの情報については、どういう形で発表しようとしたのか。現実問題は17日の夕刻ですね。ホームページあるいは、防災端末機で流れ始めたのが現実問題です。16日からの緊急事態の中で、土日はそれらの情報は、町民に伝わらなかった。それらについて、具体的に管理の状態がどうなっているのかお聞きしたいと思います。それから3つ目は、今日から予約が始まりましたワクチン接種の予約の電話の関係、そして全町民への接種の今後の見通しも含めて考え方を聞くと共に、場面が1つ大きく変わったことで、1つは安心して今後の暮らしを進めていく中では、旧来はとっていなかったのだらうと思いますが、PCR検査なり抗体検査なり、いつでもどこでも何度でも受けられるような体制を社会的な検査が受けられるような、そういう町独自の対応は今後、検討する必要があるのではないかと考えるところですが、それらの対応と、更には、上川北部の中でもひっ迫する医療体制に移行しつつあります。名寄市内でも5日間で14人の方が感染したということで、市長自ら記者会見をしたり、様々なツールを使って情報提供して注意を喚起しています。そんな中でやっぱり上川北部の中では、とりわけ方策論としては、厚生病院の休床施設がありますね。休んでいるところ。そこを上手に活用するようなことも視野に入れて対応を検討する、そんなことも必要になってきている時期にあるのではないかと考えますが、考え方を聞きたいと思っております。それともう1つ気になるのは、幼児や小中学生の感染という事態に至ることも、もう目の前にあ

と思いますが、それについて考え方がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。それから4点目は、人が集まる施設の緊急事態宣言下での管理体制と、ごみ収集や救急業務など現場を抱える業務の陽性者発生があった時の対応は、十分な準備が出来ているのか。その点についてお聞きしたいと思います。そして、最後5つ目ですが、教育現場にあっては前回の非常事態宣言の中では休校という措置をとりました。今回は多分、様々な対策を立てながら休校という措置はとらずに進んでいくというように推測するところですが、現状の中では学校関係者への個別的な対応の進め方であると認識しています。これは休校としない対応について、地域とともにある学校づくりということを進めるためには、やはり関係者以外、町民に広く教育の現場ではこのように進めるのだということをやっぱり説明する、情報発信をする教育委員会であるべきだと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。教育現場にあっては、国の施策や道の施策、色々進んでいる中で、町は町として独自の進め方もあるのですが、国や道が進める教育現場の対応についての整合性も含めてお聞きしたいと思っています。以上でございます。

○議長（南 和博君） 答弁者は。

○5番（岩崎泰好君） 最初の4点は町長。最後5点目は教育長にお願いします。議長、もう1点言い忘れました。再質問はしません。しっかりと答えていただきたい。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員の方から緊急事態宣言下の新型コロナウイルス感染症の町の対応ということでご質問をいただいたところでございます。まず町が把握する事実関係ということでございますけれども、町といたしましては、昨日までの間に分かっている情報、町内で居住する正式には1名が新型コロナウイルスに感染したことを道の発表を受けて承知しているところでございます。その辺については岩崎議員もおっしゃられた通りかなと思っております。先の議員協議会の中でも答弁いたしましたけれども、クボタの関係について、メーカーが発表している関係もありまして情報として承知しているという関係でございます。検査については、保健所が濃厚接触者を調査して、行政検査を実施しておりますけれども、非公表であります。従って、感染者や濃厚接触者の人数、傷病などの結果の報告を受けておりません。しかしながら公表された情報につきましては、町のホームページ、5月13日で年齢だとか、性別だとか、症状だとか、発症日だとか、陽性確定日だとか現在状況だとか、濃厚接触者をこういうものを公表したところでございます。言ってみれば、公表されている情報は限られているわけでありまして、得た情報は私どもに入っている正式な個人情報でありますから、中々、道も国もそうでありまして、非公表となっているものでありますから、私どもも正確な情報が入ってきません。そして、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいなと思っております。

でございます。なお、次の14日の緊急事態宣言の発出を受けて、対策本部の立ち上げと開催状況、決定内容についてのご質問でありますけれども、町の対策本部は昨年から設置しているわけでありまして、現在まで22回ほど開催している状況でございます。緊急事態発出前の5月の11日に実は町の対策本部を開催しており、道から蔓延防止措置による外出自粛等の要請がされることの対応を協議したところでございます。しかし、その後において、国の方針で緊急事態宣言が発出されるという道からの情報収集の後、5月17日になって、町の本部会議を実は開催しております。道からの要請を受けて、その対応について協議し、行政事項の周知方法と町有施設の利用制限等について決定をしたところでございます。町民への情報提供までには、道からの正確な情報を収集するために、土日も含めて対応している状況でございます。17日の道からの資料提供を待って、町民に周知したところでありますけれども、情報提供までにやや時間を要してしまった間があるかなと思っております。しかしながら、この辺の需要については正式に道から文章が来るというようなこともありまして、ご理解をいただいております。次に、ワクチン接種の予約電話などに繋がらないなどの混乱が生じないかという対応状況と、町民接種の今後の見通し等についてのご質問でございます。まずワクチン接種の予約電話、今日から始まったところでございますけれども、自治会ごとに接種日を指定し、先着順ではありませんので、受付開始当初、混乱することもあると思っておりますけれども、出来る限り短時間で行えるよう工夫しながら、電話の数も増やしながら、職員も増やしながら対応して参りたいとこのように思っているところでございます。全町民の接種見込みにつきましては、ワクチンの供給状況がまだ不確定な為、ワクチンの配分状況に応じて返答して参りたいと思っております。尚、これらのことについては、先程ご質問ありましたけれども、防災電話等で周知をして、更には個人個人には各自治会のスケジュール等についてもご案内を申し上げている通りでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。更にPCR検査、更には、検査機器の導入だとか陽性患者の病棟の確保などについての考えは、今のところありません。緊急事態下における施設の管理体制についてのご質問もあったところでありますけれども、防災情報端末でお知らせした通り、公共施設は原則休館としておるわけでありまして、利用制限をかけて人の接触を減らすように対応しているわけでありまして、ご不便をかけておりますけれども、感染を抑制するために、今しばらくの我慢をしていただくようお願いを申し上げます。次に、ごみ収集業務だとか救急業務に関わる職員に感染者が出た場合についてのご質問もいただいております。ごみの収集業務につきましては、感染状況に応じた対応となっておりますけれども、段階的に人員や収集回数を制限するなど、業務を継続できる体制を

整えるよう委託業者に指示しているわけでございます。更に、業務に必要な人数が確保できない状況となった場合には業務を停止し、体制の回復に努めざるを得ないのかなと考えているわけであります。更に、救急業務につきましては、まず美深消防署の職員で勤務シフトを変更していただいて、業務に支障がないように対応いたします。更に美深署内で対応できないほどの感染者が出た場合でありますけれども、これは広域での組合内で対応するという体制が取られているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。大事なものは、感染しない、させないように一人ひとりが注意を払って行動することでありまして、私たちが今出来ること、しなければならぬことは、感染しないよう行動することでありまして、この緊急事態をしのぐ為にご不便をかけておりますけれども、更にご協力をいただくようお願い申し上げたいとこのように思っているわけでありまして。少し具体的にならない部分もありましたけれども、以上を持って答弁とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 私からは教育現場の現状と緊急事態宣言下の対応についてのご質問について答弁を申し上げます。現在、文部科学省の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営の為のガイドラインに基づき、感染対策を徹底し、学校運営を継続してきているところです。学校においては、毎朝登校時の検温、体調確認の他、手洗い手指消毒や換気といった基本的な感染症対策に加え、感染リスクの高い教科活動においては、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底して行っております。また、北海道教育委員会ではスクールサポートスタッフや学習指導員の配置の支援を行っており、美深町でも配置対応を行っているところでございます。日ごろから町内、校長会と連絡を取り合い、子どもたちの命と学びを守る活動を第一に考え、日常の教育活動を進め、各種学校行事もコロナ禍でも感染対策が整う場合は規模や内容を精査して実施しているところでございます。今般発出された北海道緊急事態宣言では、昨年のような学校の一齐臨時休業の措置は取られていませんので、令和3年度の教育行政執行方針の中でもコロナ対策について町民にご説明申し上げているところですが、子どもたちの命と学びを守る活動を最優先に教育活動に努めているところでございます。具体的にはこれまでのガイドラインに沿ったものに加え、5月15日付で北海道教育長から通知の緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス対策方針の基、随時校長会と連携連絡を取りながら対処を図っていく考えでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 以上で5番 岩崎君の緊急質問を終了します。

◎日程第5 議案第18号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第1号）乃至  
議案第19号 令和3年度美深町下水道事業特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第18号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第1号）乃至日程第6 議案第19号 令和3年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第18号、19号で補正予算の提案をしておりますので、一括して提案説明を申し上げたいと思います。新型コロナウイルスの感染の流行は、国内での発生から1年が経過し、これまで数々の対策が講じられてきたものの、ここに来て変異株の感染者が急増するような状況にあり、更なる感染拡大に危機感が高まっています。この16日から5月末日まで、北海道全域に対し、2度目となる緊急事態宣言が発令され、今まで以上の人の流れを抑制するための措置等を講じ、徹底した感染防止等に取り組むことが求められております。こうした町民の暮らしや、感染対策、経済活動の現状を踏まえた対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰越事業費を活用して、落ち込んだ消費を喚起のためのプレミアム付き商品券を発行する商店街活性化事業をはじめ、安全安心な町民、住民活動を継続するための感染予防対策などに掛かる経費についてを追加し、緊急対策事業の第6弾として進めて参ります。この他、緊急に対応が必要な施設や車両の修繕費について、追加をいたします。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業は国、道の補助金を充てて整理をし、その他は一般財源で措置することとしております。以上によりまして歳入歳出それぞれ7,444万4千円を追加し、一般会計歳入歳出予算の総額は52億9,444万4千円となるものであります。次に、議案第19号 令和3年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありますけれども、説明を申し上げます。今回の補正につきましては、3月19日に発生した公共下水道西1号ポンプ所圧送管の破裂事故に伴う復旧のための工事費を追加するものであります。歳入歳出一般会計繰入金で全額措置するものであります。これによりまして下水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ363万円を追加して補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,903万円となるものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは議案第18号の説明をさせていただきます。議案第18号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第1号）。令和3年度美深町一般会計補正

予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第19号のご説明をいたします。別冊配布の議案第19号をご覧ください。議案第19号 令和3年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。 令和3年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 提出者の説明が終わりましたので、これから1件ずつ質疑、採決を行います。まず日程第5 議案第18号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第1号）に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 7ページの8款、土木費の都市計画総務費、工事請負費についてお伺いしたいと思います。これについては、維持管理は指定管理者が行うというような内容だったと思いますが、それは十分にその指定管理者の現在の指定管理の中で行えるのかどうか、それを1点お聞きしたいと思います。それから2点目は10款の教育費、COM100運営費につきまして、Wi-Fi環境整備工事請負費というのがございます。これについて、もう少し中身を教えてくださいたいのですが、LAN配線等、アクセスポイントの設置ということですが、どの程度の設置する場所がそれぞれの会議室等になっておりますから、そこに十分行きわたるものだと考えられますが、それらの中身をもう少し詳しくお聞きしたいことと、現在のCOM100の中にあってはWi-Fiのエリアが多分、私の認識ではエントランスを中心にしたWi-Fi環境と事務所の中はどうかわかりませんが、その程度の中身でないかと思いますが、今回の予算措置によってCOM100の中でこのWi-Fi環境が全体の建物の中で、どの程度占めた中でWi-Fiを使うことができるのかということのある程度を目安、パーセンテージでどの程度になるかその2点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） 公園遊具屋外健康器具のご質問なのですけれども、管理が大丈夫かという関係ですが、衛生面というかその消毒系のご心配というあれでよろしいでしょうか。今、ちょっとまだ工事も行われておりませんし、協議中になっているのですけれども、毎日アルコール消毒するという方法ではなくて、1週間ほど持つスプレーがあるようなのですね。それを今調査してしまして、それでお願いする方向でちょっ

と考え中というか協議中ということになっております。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） COM1 0 0 のWi-Fi環境整備工事の内容なのですが、事務所の方からWi-Fiの方の線を各会議室に引く形になります。全長で、全部で400メートルほどの線を引かしまして、各会議室につきましても、そのまま設置ポイントを設置しまして、そこが固定となります。貸館がある際に、ルーター等お貸しして、普段の形では使えないような状況にさせていただきたいと考えてございます。ですので、今のフリーWi-Fiのスポットにつきましても、エントランスという形でご承知の通りかと思うのですが、そこのエリアが増えるというような考えはございません。あくまでも貸館のある際に活用していただくという形で考えております。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） とりわけ、コロナ対策における消毒等の今後色々出てくると思いますけれども、旧来のそれぞれの公園施設にある遊具、そして私も気になっているのですが体育館の横のシートがかかったままの砂場、その管理もしっかりと指定管理者の方に係る人件費等について積算を出さないと、それは上手く利活用されないと思いますね。その辺の見積もり等は今後、今回のものを含めてどのようにされるのか、そのことを2点目にお聞きしたいと思います。それから今、ルーターを貸して利用してもらうということなのですが、このオンライン会議ですとか、オンライン講習会とか、これらの利用頻度というのは、どのように見積もって今回の予算措置にしたのか、そんなに数沢山あるものではないですよね。その辺のところが見積もりの積算の根拠がどのようにになっているのか、その点について2点目お聞きします。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 今回のコロナ禍の中の公園等の指定管理、体育館のところは教育委員会なのですが、考え方は同じだと思いますので、コロナ禍の中で色々な消毒だとか、色々な対策が当然必要かと思っております。それらについては、当然指定管理の中で補えないものについては、指定管理者と十分協議しながら推進していくしかないのかなと。まずはいずれにしろ町民の安心安全な公園づくりを目指していくというのが、まずは先決かなと思っております。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 利用頻度についてなのですが、現状につきましても、各館の方全部整備いたしまして、一斉に使うという利用というのは中々ないのかなと考えてはいるのですが、教育部局の方につきましても、今コロナでのZOOM

等の会議等も増えてきておりますし、あと今後、講習会等につきましても、オンラインで実施できるような講習会が今後出てくるということを想定しての部分での今回の工事の発注となるかと思えます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 折角環境を整えるのですから、その会議ごとにルーターをお貸しするのではなくて、今のエントランスと同じような方法で使えるような環境にはできないのですかね。そこに料金が発生するからですかね。折角作るなら、やっぱり前向きに、大いに利活用してもらうような手法をとるべきで、多分、貸し出しのルーターを持って来てやるのであれば、本当に年に何度も使われないような状況が生まれてくるような気さえしてくるのですが、基本的にオンラインでの会議等については、やっぱりその使う会場の問題は主たるものですから、多くは携帯ですとか他のPC等について、それらが有効に利用されることであって、主催者の利用について、それほど頻度が高いものではないと思うのですね。それであるならば、多目的な部分で使えるような施設にするべきだと考えるところですが、そのような考えは議論の中ではなかったのですかね。

○議長（南 和博君） 大堀教育次長。

○教育次長（大堀裕康君） Wi-Fiの関係なのですけれども、貸館の時にルーターと言いましたけれども、設置するWi-Fiポイントを設置する会議室にはWi-Fiのルーターが常設します。ただCOM100は元々貸館する施設なものですから、利用申請があって許可をした団体に対して、もしオンライン会議ですとかを行う場合は、そのWi-Fiのルーターの電源スイッチを入れて、その利用許可をした団体に使ってもらうという考えで、その不特定多数の方がCOM100利用している段階でのフリーWi-Fi的な考えではなくて、あくまでも利用申請があって、許可をした団体に使っていただくということで、ルーターに、そのセキュリティがありますので、そのセキュリティ番号ですとかその辺をお知らせして、その会議に参加した方が使えるように電源を入れて整えますので、通常貸館ではなくて、エントランスに休憩ですとか、そういった方でフリーWi-Fi的なものではなくて、あくまでも申請者に対する利用を許可していく考えでいるところでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 6ページの7款の商工費の商店街活性化事業補助金についてお聞きしますが、これはプレミアム券と子育てと休業支援の3本柱と認識しておりますが、この料飲店宿泊業に関しては、まんぷく券を対応するのではないかなと思うのだけれども、これは宿泊の方の部門においては、中々まんぷく券の利用というのはちょっと難しい面もある

ので、まずは宿泊の方の状況を現状どのように把握しているのかと。それが1点と。宿泊関連の方はそう大したメリットがないような事業補助だと思うのですが、その点2点お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問のいわゆるその商店街活性化事業におけるまんぷく券の部分のご質問だと思います。宿泊の部分、確かにその他の飲食店から比べると、その利用というのは若干落ちるといえるか、そこまでの利用はないのかなというように押さえてございます。具体的なそれぞれの宿泊事業者の金額といったものについては、特段押さえてはおりませんが、その辺については商工会の方とも協議をしながら今回こういった制度を予算付けしたというところでございます。基本的にその宿泊の部分、確かに使われない部分もあるのですけれども、何とかその事業所の中で工夫できる分は工夫していただいて、こういったまんぷく券の活用をもって今の現状を少しでも改善できるような方策、そういったものも各事業所にもこれは飲食店を含めてなのですから、そういったお願いをしながら進めていきたいと考えてございますので、よろしくお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私は、やっぱりこの予算を出す以上は、現状の把握をしていただかないと、それはやっぱり上手くないと。なんぼ商工会と協議してあっても、やっぱり私は宿泊の部分は、メリットはないと思いますよ。まんぷく券で一部旅館業でオードブル等もやっているところはありますけれども、中々そこまで手が伸びないと。宿泊と言ったら町外から来るのがほとんどですから、そこら辺の配慮とか、もう少し状況を把握していただいて、宿泊業の方もびふか温泉はちゃんと補填しているのですから、そこら辺もやっぱり加味してどのような方法があるか、これから考えるのかどうか、全く考えないのかそれだけお聞かせください。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご指摘の部分ですね。今後考えるのかどうかという部分については、現状確認をしながら、これは商工会の方とも相談をしながら今後どのような体制をとっていくのか検討はしたいなと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今のちょっとまんぷく券といいますか、商店街活性化事業についてのちょっと関連なのですが、まんぷく券においては前回もやってきている中で、今丁度宿泊に関してはどうなんだという話もありましたが、町民が実際これを買って宿泊に行く

という方もいらっしゃると思うのですが、多分そういうことを狙うのであれば、町外の人も使えるような形になると凄くこれに関しては利用されるのではないかなという部分、そして、その方々がまた街に出て、その飲食店等を利用してもらうという部分も十分考えられる部分ではあるのですが、そういったものに関しても販売、これは商工会の方で販売なのなのですが、そういったことも取り込むようなことというものは考えられないものなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） そういった分、町外の利用という部分については、商工会とも実は若干協議はしております。ただ今の段階では、例えばどういう配分で町外に売るだとか、あるいは町内の分をどれだけ残すかとか、そういった色々な部分が正直あって、現段階ではまずは町内向けということということで進めてございます。町外の販売の部分については、今の段階では具体的なものはないのですが、その辺どういう形がとれるか、実際出来るのかも含めてその辺は商工会の方とも今後ちょっと販売状況も見ながら協議していきたいなと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第18号について採決します。議案第18号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第18号は可決されました。

次、日程第6 議案第19号 令和3年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今回の支出について、ちょっとお伺いしたいと思います。西1号のポンプ場の圧送管ということで、これは経年劣化等による破損ではないのかなと思うのですが、事故発生が3月19日ということで、今回2カ月くらい経って、補正予算ということで緊急性があるということの中でのものなのでしょうけれども、この場所がどのような業務に支障のある部分かというのはこれだけでは、よくわからないのですが、これまで問題なく使っていたというか休んでいたのか、それとも何か応急対策をしながら今日に至っているのか。その辺のちょっと状況を教えていただきたいなと思います。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 只今、お尋ねのありました西1号ポンプ所なのですがすけれども、こちらにつきましては、市街地の西側の一部を汚水が集まってくる場所でございます。ある程度の水位が集まるとポンプが動いて処理場の方に汚水を圧送するそういった設備になっておりまして、1日に何回か起動している、頻度の高い施設となっております。以上です。すみません。それで3月19日、その故障というか被災を確認した時に、一応穴の開いている箇所には水を抑える為のバンドを仮に巻きまして、それで今応急対応をしているような状況でございますが、その穴が今後広がる可能性があるということで、今回、本復旧の方を予算計上させていただいた次第であります。以上です。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 応急処置でもって、今は運用しているということだと思っておりますが、これ多分、その穴の部分だけ取り換えるのかわからないのですけれども、どうなのですか。平成6年で、もう25年経過していて、これまではそういう管なんかは、こっちを直したらまたよそで出るとか随分あった中で、その辺の対策として今回363万円ですから、それなりの取替対策として臨むということなので、これが実施できれば先は大丈夫ということ判断してよろしいのでしょうか。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 今回ですね。管を取り換える部分につきましては、穴の開いた部分前後含めて4m程度のダクタイル鋳鉄管ですね。そちらの方を取り換える予算で今回要望している次第であります。今回、ダクタイル鋳鉄管というのは、水道でも使っているのですけれども、10キロ程度の圧でも持つようなそういった強い管でありますので、今回なぜ穴があいたのかという穴の開いた原因がちょっと特定はできないのですけれども、今回取り換えることによって施設の延命化が図られるということが期待されると考えております。以上です。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第19号について採決します。議案第19号 令和3年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第19号は可決されました。以上で、

本臨時会の案件は終了しましたので会議を閉じます。これで令和3年第2回美深町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会 午後12時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 小 口 英 治

署名議員 中 野 勇 治